

氏名(本籍)	やまもとひろき 山本博樹(石川県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博乙第1597号
学位授与年月日	平成12年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	心理学研究科
学位論文題目	場面構成の標識化とそれによる構造的理解の支援
主査	筑波大学教授 教育学博士 杉原一昭
副査	筑波大学教授 教育学博士 海保博之
副査	筑波大学助教授 茂呂雄二
副査	筑波大学助教授 理学博士 吉江森男

## 論文の内容の要旨

本研究では、標識化を取り上げて、その理解支援効果を検討する。標識化の理解支援効果をあつかった先行研究では、標識化がテキストの構成構造を強調し、理解に定性的な効果を与えること、また、標識化による読解方略の変更がテキスト構造の理解を支援することが明らかにされた。しかし、定性的立場を採用せず、系列構造の理解を検討していない。そこで、場面構成の系列構造の理解におよぼす標識化の効果に焦点をあて、読解方略にまで踏み込んで検討した。

研究Ⅰでは、標識化による場面構成の明示について検討した。5つの調査から次の3点が示された。第1に、物語テキストでは多くの切れ目が場面構成の背景となっていることが示された。第2に、通常は、場面の切れ目は明示されないことが示された。第3に、場面構成の標識化が独自の形式的特徴を持ち、場面の切れ目に時間的余白を挿入することで場面構成を明示することが明らかになった。以上から、場面の切れ目は多彩な切れ目の中に埋没し、明示されないが、十分な時間的余白を取り入れて標識化すると、その場面構成は明示されることが示された。

研究Ⅱでは、標識化による構造方略の使用について検討した。実験1では標識化した場合について、実験2では標識化しない場合について検討した。2つの実験から、標識化が構造方略の使用に異なる効果をおよぼすことが示された。場面構成を標識化すると、構造方略をある程度は習得している群が意味的構造方略を円滑に使うことができた。しかし、標識化しないと、意味的構造方略の使用に抑制的な効果をもたらすことが示された。

研究Ⅲでは、構造方略の処理特性と変更過程を検討した。実験3から、受け手が用いる構造方略は時間経過にともなって、配置から修正へと構造方略の使用が変更されることが示された。実験4から、構造方略は、発達にしたがって、配置中心から修正中心へと変更されることが明らかになった。実験5と実験6では、目標構造や要点場面を明示すると、修正を中心とする構造方略が多くあらわれることが明らかになった。以上から、受け手が用いる構造方略は時間特性や発達特性を持つことが示された。また、受け手に対して基準となる構造形式を明示すると構造方略は修正を中心とした方略に変更されることが明らかになった。

研究Ⅳでは、標識化による修正支援と系列構造の理解について検討した。つまり、標識化が受け手の修正方略を支援し、系列構造の理解を質的に高めるかどうかを検討した。実験7から、標識化の有無の効果を検討したところ、標識化が無い場合に、修正をある程度は使える群で系列構造の理解が低かった。実験8では、場面の切れ

目を適切に標識化した場合に、場面が正位置になるように修正が促された。以上から、標識化することが、標識化は構造方略の中で特に修正を支援することが示された。特に、場面の切れ目を正しく標識化すると、受け手の修正は支援され、系列構造の理解が質的に向上することが示された。

以上の研究から、標識化の理解支援効果は次のようにまとめることができる。通常、テキストの中で場面の切れ目は明示されないが、標識化すると、受け手には基準となる構造形式が明示される。すると、テキストの読解中に、受け手は構造方略の使用が促される。この構造方略は独自の処理特性と変更過程を持っている。結局、標識化は基準となる構造形式からのズレを明示することになり、受け手の修正が支援される。結果として、受け手の系列構造の理解は質的に高くなり、作り手の意図した構成構造を理解できるようになる。以上のように結果をまとめることができる。しかし、標識化の理解支援効果については検討が始まったばかりであり、さらに知見を積み重ねることが必要である。

### 審 査 の 結 果 の 要 旨

標識化の理解支援効果については、テキストの人間中心デザインために研究すべき重要な課題であったにもかかわらず、従来はあまり研究が行われてこなかった。この研究では場面間に切れ目を入れることによって、構造形式が明示され、構造方略の使用が促進され、系列構造の理解が質的に高くなり、促進されることが示された。標識化が時間的余白に限定されているという難点はあるが、標識化には理解支援効果があることを明確に証明した点および標識化の効果が絵画配列法を用いて定量的に研究できる方法を確立した点で高く評価できる。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。